

# 華誠の知的財産権ニュースレター



2020年02月 第三十四期

## 目次

### 特許

紙媒体の特許登録証の発行中止へ、特許電子出願についてこれらの新たな変更点あり…………… 2

### 商標

肺炎の発生状況に関する商標業務の処理期限についての問答…………… 3



公式サイト：[www.watsonband.com](http://www.watsonband.com)

Eメール：[mailip@watsonband.com](mailto:mailip@watsonband.com) | [mail@watsonband.com](mailto:mail@watsonband.com)

## 特 許

### 紙媒体の特許登録証の発行中止へ、特許電子出願についてこれらの新たな変更点あり

最近、国家知識産権局は、「電子特許登録証および特許電子出願通知書電子印章に関する事項についての告知」を発行し、授権公告日が2020年3月3日（当日を含む）以降の特許電子出願について、国家知識産権局は、特許電子出願システムを通じて電子特許登録証を発行し、利用者から特別な請求がない限り、紙媒体の特許登録証の発行を中止することを打ち出した。

国家知識産権局は、電子特許登録証および特許電子出願通知書の電子印章に関する事項について行う業務を調整し、主な内容は以下の通りである。

1、授権公告日が2020年3月3日（当日を含む）以降の特許電子出願について、国家知識産権局は特許電子出願システムを通じて電子特許登録証を発行し、紙媒体の特許登録証の発行を中止する。必要に応じて、電子出願登録の利用者は、特許電子出願ウェブサイト（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）にて紙媒体の特許登録証の取得を申請することができる。

2、2020年2月17日から、特許出願受理段階の通知書には「国家知識産権局特許出願受理章」を使用せず、「国家知識産権局特許審査業務章」に改める。

3、2020年2月17日から、国家知識産権局の特許局、各特許代理機関、及び知的財産保護センター/ファストライツプロテクションセンターは、電子特許出願の通知書と決定の紙媒体副本の提供をとりやめる。国家知識産権局が既に発行し、記名捺印していない電子文書形式の通知書および決定については、必要に応じて、電子申請登録の利用者が特許電子申請ウェブサイトを通じて、電子印章が捺印された通知書及び決定のダウンロードを請求できる。

4、利用者は、特許電子出願ウェブサイトを通じて、電子印章が捺印された電子特許登録証、通知書および決定電子文書をチェックでき、関連する操作プロセスとチェックガイドについては、特許電子出願ウェブサイトのヘルプファイルを参照すること。

国家知識産権局 より

## 商 標

### 肺炎の発生状況に関する商標業務の処理期限についての問答

党中央委員会、国務院による新型コロナウイルスの感染による肺炎の発生状況を制御する意思決定を遂行し、肺炎の発生状況の影響を受けた商標当事者の合法的な権利利益を効果的に保護するために、国家知識産権局は350号公告を発行した。肺炎の発生状況の影響に関連する商標業務の処理期限に関する質問には、次のように解答する。

#### 1、どの商標業務に期限の中断を適用できるか？

当事者が手続きを行う商標業務の補正、意見書の応答文の審査、商標の規定費用の納付、同日出願で使用する証拠と同意書の応答文の提供、3年連続不使用による登録商標の取消に使用する証拠の提供、商標

## 商 標

の異議申立、商標の拒絶査定に対する不服審判、登録不許可に対する不服審判、無効審判の決定に対する不服審判、不服審判の取消請求、答弁、補足証拠、および無効審判請求の答弁、補足証拠等の商標業務において、肺炎の発生状況により、当事者が法定期限または指定期限内に提出することができない場合、当該期限は権利行使の障害が生じた日から中断し、権利行使の障害が取り除かれた日から継続して計算する。

### 2. 「権利行使の障害が生じた日」と「権利行使の障害が取り除かれた日」とは？

権利行使の障害が生じた日とは、当事者が新型コロナウイルスの感染による肺炎で入院、隔離を開始し、または所在地区の疫病抑制措置により正常に商標業務を行うことができなくなった日をいう。

権利行使の障害が取り除かれた日とは、当事者が新型コロナウイルスの感染による肺炎のための入院治療、隔離を終了し、または所在地区で操業を再開し、人員のコントロールが終了した日をいう。

今回の肺炎発生の特殊な状況を踏まえ、当事者の権益を最大限に保障するために、当事者に同時に上記の期間が存在する場合は、当事者に最も有利な期間を権利行使の障害が生じた日と取り除かれた日として適用する。

### 3. 期限の中断をどのように主張するか？

当事者は、上記商標業務を行う際に、書面による期限中断適用申請書を併せて提出し、申請書には、当事者が肺炎発生の期間中に所在していた地区、権利行使の障害となった原因、及び原因が取り除かれた期日を明記し、かつ相応の証明書類を提出する。

### 4. 期限の中断を主張するには、どのような証明書類を提出すればよいか？

当事者は、感染治療、隔離され、又は管理されていた期間等の証明書類を提供しなければならない。ただし、当事者の所在する地区の政府が公表した操業再開遅延通知を除く。

肺炎の発生状況により影響を受けた当事者の負担を軽減するために、複数案件の同種の業務申請について同じ事由で期限の中断を主張する場合は、証明書類を1部だけ提出すればよく、その中の一案件に当該資料を付して提出し、その他の案件は、期限中断適用申請書に当該証明書類が所在する案件の出願番号のみ記載する必要がある。

### 5. 肺炎の発生状況により適時に商標の更新手続きができなかった場合、どうすればよいか？

当事者が肺炎の発生状況により指定期間内に商標登録の更新申請手続きを行えず、当該商標権を喪失する可能性がある場合は、権利行使の障害が取り除かれた日から2ヶ月以内に更新申請を提出し、かつ解答4を参照して相応の証明資料を添付することができる。

国家知識産権局 より